

第四十一回国会 衆議院 地方行政委員会 議録 第三号

昭和三十一年八月二十二日(水曜日)

午後一時二十八分開議

出席委員

委員長 永田 亮一君

理事小澤 太郎君 理事額額 彌三君

理事高田 富與君 理事丹羽喬四郎君

理事太田 一夫君 理事阪上安太郎君

宇野 宗佑君 龜岡 高夫君

久保田円次君 田川 誠一君

前田 義雄君 安宅 常彦君

二宮 武夫君 門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 篠田 弘作君

出席府政委員

總理府事務官 江守堅太郎君

(内閣總理大臣官房審議室長)

厚生 技官 五十嵐義明君

(環境衛生局長)

厚生事務官 大山 正君

(社会局長)

農林事務官 庄野五郎君

(農地局長)

運輸技官 坂本 信雄君

(港灣局長)

建設技官 山内 一郎君

(河川局長)

自治事務官 奥野 誠亮君

(財政局長)

委員外の出席者

總理府事務官 島村 忠男君

(内閣總理大臣官房參事官)

大藏事務官 高柳 忠夫君

(主計官)

大藏事務官 小田村四郎君

(主計官)

建設事務官 沖 達男君

(住宅局住宅総務課長)

第一類第二号 地方行政委員会議録第三号 昭和三十一年八月二十二日

自治事務官 松島 五郎君

(大臣官房參事)

自治事務官 茨木 広君

(財政局財政課)

專門員 曾根 隆君

八月二十二日

委員松井誠君辭任につき、その補欠

として西宮弘君が議長の指名で委員

に選任された。

同日

委員西宮弘君辭任につき、その補欠

として松井誠君が議長の指名で委員

に選任された。

本日の會議に付した案件

激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律案(内閣提

出、第四十四回国会法案第一五八号)

○永田委員長 これより會議を開きま

す。

激甚災害に対処するための特別の財

政援助等に関する法律案を議題とし、

審査を進めます。

質疑を行ないます。通告があります

のでこれを許します。太田一夫君。

○太田委員 自治大臣出ていらつしや

いますので、最初大臣にお尋ねをいた

します。

昭和三十一年から五年にわたります

ところの一般財源の各県におきま

すところの人口一人当りの割合とい

うものと、たとえば東京、神奈

川、あるいは静岡、福岡、京都、大

阪

というところは非常に金額が多い。い

わゆる所得の多い人がたくさんいら

っしゃるといふわけでしょうが、たと

えば三十五年度の決算におきまして、人

口一人当たりの道府県民税の割合を見

ますと、五千七百六十四円平均にな

ておるのがそういう富裕県でありま

す。ところが、九州、四国あるいは中

国地方、東北というような方面の場合

になりますと、人口一人当たり千四

百九十五円。これを千五百円としても、

三分の一にも一四分の一程度にしか

当たらないというような、非常に収入

の割合が低いのです。これは三十四年

度の決算から見ても、三十四年度

は、いわゆる富裕県、Aクラスにお

いては四千四百四十二円に對して、

最も悪いところというものは千二百

十九円というような工合になってお

る。そこで、その他一般財源の調整が行な

わかれて、大体昭和二十四年度五千

円から三十五年度においては六千円ほ

どになったのでありますけれども、一

般財源において調整が行なわれるその調

整力は財政計画においていつも重点に

なっておりますのでありますけれども、激

甚災害の財政援助法においてもこのク

ラスの都道府県、まあ県だけに例をと

りまして、Aクラスの場合とBクラス

の場合、Cクラス、Dクラス、Eクラ

スというように五つに分けてあります

ね、その五つに分けたEクラス、最

低のクラスの各県におきましては、こ

れは今度の財政援助法というものは配

慮されておりますけれども、一体どう

いう工合に、簡単にわかりやすく言

うならば各県の財政力指数というものを

中心にしていかなる割合によつて、い

かなる段階によつて今度の財政援助法

というものは仕組まれておるか。財

政力指数というもののからみ合わせは

どうなのか、これをちょっとお尋ねい

たしたい。

○篠田國務大臣 今度の割合と申しま

すか、三十四年の伊勢湾台風を下回ら

ないように、できるだけ、今おっしゃ

いました下の、財政的に低いとい

いますか、そういう団体に厚く、財政的に

富裕な団体に対しては財政的に低い団

体よりも薄くしていくという方向で割

合をきめておるわけでありまして。こ

まかい問題につきましては一つ財政局長

から御説明させたいと思ひます。

○太田委員 財政局長にお尋ねする前

に、大臣、その辺のところを私どもは

心配するんですがね。たとえば今度の

財政援助法によりますと地方負担分の

基礎になる暫定措置法とかなんだとか

あります、公共土木何とかいう名前

でしたか、あるでしょう、その国庫負

担の暫定措置法などによつて補助をし

ました残り、残りというものは今の

場合純然たる地方負担になる、それを

激甚災害の場合にはさらに補助金のか

き上げをしようというものが今回の法律

でしょう。そこで政府提出の原案とい

うのは、きのう御説明がありましたけ

れども、どう考えても、われわれ

が財政力が弱いと思うところに對し

て、今までと同じかないしはそれ以上

に思いやりのある援助になるとは受け

取れない。この第三条「交付金を交

付し、又は当該特定地方公共団体の国

に對する負担金を減少する」、こうい

う例におきまして、公共土木施設災

害復旧事業費国庫負担法などの残りの

分に對して、おおむね五〇%をこの援

助法で見ることになっておる。それは

財政力指数に換算してみるとどのクラ

スまで五〇%であるか。こまかくなり

過ぎるなら財政局長があとで答弁さ

ればよいですが、しかしどの辺まで貧

弱県に對してA、B、C、D、Eのど

の辺まで厚く見てあるのか。

○篠田國務大臣 從來たとえば公共土

木であるとかあるいは公立学校である

とか公営住宅であるとか、いろいろな

問題につきまして個々別々にあれした

わけでありまして、今度は総合的にそ

れを全部含めてその損害を見て、

そうして事業費の合計額を出しまし

て、それから通常国庫の負担額を引

いたものをさらにもう一ぺん合計いた

しまして、それに対して伊勢湾台風を

御承知の通り最近日本における最も大

きい災害でありますから、それを下回

らない程度にやるといふことになって

おります。全体といたしましては非

常に自治団体には有利になつておりま

すけれども、個々の問題につきまして

はあるいは多少不利になる団体もある

かと思ひます。しかし全体といたしま

しては不利にならないように考慮して

いるわけでございます。

パーセンテージの問題をおっしゃ

いましたが、パーセンテージの問題は私

には実はよくわかりません。どうい

う

一

お尋ねであるかわかりませんが、あとで財政局長によく説明させます。

○奥野政府委員 基本的には今大臣がお答えになった通りでございます。自治団体の立場から考えますと、かさ上げ額が大きければ大きいほどよろしいのでありますけれども、今回のかさ上げのパーセントをきめるにあたりましては、過去の実績をめぐらしてきまして、過去の間にありまして、できる限り三十四年の災害において実際にかさ上げ援助を受けたそれとそう大きく変わらないという法律にきざんであります。パーセントをきめたというところでございまして、総額が三十四年災害の国のかさ上げ額と大同小異、若干上回る程度でございまして、かさ上げの方法をきめておるものでございまして、当然団体間においては前に援助を受けた額よりも多い団体も出て参りますし、少ない団体も出てくる、これはやむを得ないことではなからうか、こう思うのでございます。また将来どういふ災害がどういふ団体に起こるか、これもわからないうわけでございまして、今回の方式におきまして地方負担額を総合するという線を出しておりますし、しかも個々の団体の標準税収入と比べまして地方団体の負担額が多い団体は、国からたくさん援助を受けられるわけでありまして、今太田さんがおっしゃいました考え方に基づいて合せてきているのではなからうか、こう考えておるわけでございます。

○太田委員 そうすると大臣、今の奥野局長の話と合わせてみて、そういう

精神で組み立てられるとするならば、各県を大体五段階に分けたということ、は、財政力指数の、あり方という一つも用いられる方法でしよう。だから五段階に分けたこの財政力のクラスに対して、今のかさ上げをして有利にするとか、今までと大体一緒にした、二、十八年災以来の各地の特例法に照らし合わせてもそれより下回らないといううのはA、B、C、D、Eの五クラスの中のどこからどの辺でありますか。そういうことは言えないですか。検討されておたうたお答えを願いたい。

○奥野政府委員 理論的には当然財政力の低い団体ほど有利になる仕組みになっておるわけでございまして、ただ過去の実績と比べてどうなるかというところになって参りますと、公立学校の被害が大きかったとか、あるいは土木関係の被害が大きかったとかいふような、対象によつてこれはおのずから違つて参るわけでございまして、過去の実績と比べて今度の制度がどうかというところは、今御指摘になりましたように一律にはいえないというところになるだらうと思ひます。ただ理論的には、くどいようございまして、けれども、とにかく基準財政需要額と比べるのじゃなく、基準財政収入額、標準税収入額と比べまして、その割合がだんだん高くなるにつれてその分援助額を多くしていくわけでございまして、租税収入の少ない団体ほど国の援助を多く受けられるという仕組みになつておることは、これは御理解いただけるものと存じております。

○太田委員 標準税収入と比べるということはその通り法律に書いてあるわけですね。そうすると、きょう配付なされた資料の中でちょっと承りたいところがあるのですが、よろしうございませうか。

「激甚災害特別における超過累進方式」と一番最初に書いてあるものの四枚目に「公共災害備上額試算表（昭和三十四年災害について）」というのがある。県分、これを見ると、Aの県においては三十一億四千九百万円の標準税収入に対して地方負担額が十三億七千八百万円となり、今回の案は五億二千八百万円に減つて八億八千万円のBというところは三十八億三千万円の標準税収入に対して十六億八千万円の地方負担額があり、今回の案によりまして、七億一千七百万円となりまして、これは少なくとも前回より九千万円ほどの減少になります。ところがA県は三十一億の標準税収入に対して十三億です。片方のBの方が三十八億に対して十六億の地方負担額ならば、これはやはり四二、三の負担額になるはずでございまして、A県の方に比べてはプラスになるが、B県の方は九千万円と大幅に、いわゆる一割以上今の助成は減るというのはこれはどういふわけですか。

○高柳説明員 御説明申し上げましたが、先ほど奥野局長からもちょっと触れたお答えに思ひますが、三十四年災のときの地方負担額をとりまうと、この地方負担額及びかさ上げ額をとりまうと、その場合は、それぞれ個別の特例法を用いておられます。そしてその特例法を用いておられたA、B、C、D、E、Fのそれぞれ

の県の災害の多様性ということがございまして、従ひまして、その災害の種別によつてかさ上げする率の適用がそれぞれ異なつておるもので、またまた総計してみますと、五億二千とか八億とかとなりますが、今回の案では、それが一律にプールされますので、前回の各種の特例法によるそれぞれの災害に対する特例率との比較では必ずしも厳格に対比できないのではないかと申すので。

○太田委員 高柳さんそこが問題なんです。標準税収入というものを対してすべての基準を置くならば、どうなる。バラバラに、いわゆる並列方式で特例法を作つておいた方がわかりよくて、スピーディーに解決できてよろしいんじゃないですか。一緒にしたからこんな工合の悪いことになる。四三%なら四三%の標準税収入に対して地方負担の割合だ。その県が片方は一割得するが、片方は一割損するといふようなことがどうして出てくるのですか。それは法案そのものの仕組みに問題があるんじゃないですか。

○高柳説明員 若干議論になるかと思ひますが、今回の法律の目的が標準税収入を用ひまして、その被害との比較において負担力の弱い、いわゆる弱小団体に対して特に公共被害の国庫負担をかさ上げしようという趣旨に出ておるから、ごらんのようにC、D、E、Fの標準税収入の少ない場合に激甚な災害を受けると、そのプール方式が従来よりも有利に働く、この点に思ひをいたして立案しておるわけでございまして、中くば以上の団体には若干千ういったところがございますが、これもまた被害の状況によつて、これは一応の試算でございまして、前回よりも被害の状況によつて同額または同額以上になる場合も予想されるわけでございまして。

○太田委員 被害の多様多様性があるうがなからうが、地方において地方負担分が幾らになるかということとはみな同じでしよう。金目のあるものが被害を受けたならば、それは被害の質は何%増しなんというわけじゃないのです。鉄筋コンクリートの橋で一億かかったのと、あるいは木造の橋で一千万円というのと、やはりあなたの方では一億と一千万円というところで、数字は何も変わりないでしよう。それを多種多様性とか何とかおっしゃるけれども、私はあなたの立論の根拠が、そういう災害というものが実質的な何か形というものを求めているらしいんか、先ほど自治省の方は標準税収入というものをすべてを置くのだ、標準税収入を基礎にするなら、目標を置くならば、三十一億と三十八億の違いがある。そうしてたかが十三億か、十六億の地方負担分でありまして、その間よく似ておるじゃありませんか。相似形でしよう。三角形は大きからうが、小さからうが一緒ですよ、相似形じゃありませんか。それをあなたのは片方はふえるけれども、片方は減るというのはいくらやう説明できます。これはさうだれか説明する人があつたら言つて下さい。

○松島説明員 今高柳主計官から御説明申し上げましたのと同じ趣旨にはなと思ひますが、ただ先生がおっしゃいました三十一億と三十八億というお話でございまして、二十八億でござい

ますので、御了解をいただきたいと思ひます。

それから今標準税収に対しては橋がこれよりと学校がこれよりと同じではないかというお話でございます。まさに私どもはその通りに考えているわけでございます。従来は御承知の通り個々に特例立法をいたしますために、橋がこれの場合の地方負担に対する措置と、学校がこれの場合の地方負担に對する措置とが、それぞれ必ずしも同一に扱われていなかったわけでございます。今回の法律では橋がこれの場合の地方負担の一億も、学校がこれの場合の地方負担の一億も、同じ一億として合計をして、その二億がその団体の財政にどういう影響があるかというのを判断して、それを財政収入との関係で求めましてかさ上げをしていくというものでございまして、まさに先生のおっしゃった趣旨に立ったのではなからうかと思ひます。ただ過去がそうでなかったために、かりに過去に向かつて今回の措置を当てはめたならばどうなるかという事になりますと、過去がむしろそういう仕組みになって、いなかっただけに数字違ひが出てくる、こういう趣旨でございます。

○太田委員 高柳さん、これは最初の数字を私は読み違へたのでしょうか。このところのAの県が三十一億といつて、その次の三十八億と読みましたのは、それは二十八億の間違ひですか。

○高柳説明員 印刷が不鮮明で恐縮でございますが、Bの欄の標準税収入は二十八億三百万円でございます。

○太田委員 そこでこれは奥野さん、あなたにお尋ねしますが、三十一億に

對して十三億の地方負担分を負わなければならないA県は、これは大体四五割なら四五割の地方負担額だ。これに對しては今までも、三十四年度よりかさ上げ額はよろしい。Bの方は標準税収に對して五七割、六割近い今度は被害を受けるわけですね。それがそんなにもひどい被害を受けておりながら、なおかさ上げ額の方は逆に減ってくるというのはどういふわけか。こういう矛盾がこの法案の中にあるのですが、これは間違ひないのですか。

○奥野政府委員 先ほどもちよつと申し上げましたように、三十四年度の際にかさ上げを受けた額を對象別に拾合上げてみますと、もう少しはつきりしたお答えができるのじゃないかと申すのでございまして。前は総合負担方式でなくて個別負担方式でございまして、たまたまかさ上げの適用を受ける被害額が多かつた場合には有利になつておられる、こういうことがいえるだらうと思ひます。Aの場合は長野県、Bの場合は岐阜県だそうでございます。どこの県だということになりますと、いろいろな弊害が起きますので、わざとこれを作られたところでは伏せられたらと思ひます。さういふけれども、太田さんの疑問を解いていただきますために率直に申し上げたわけでございます。

現在後進地域開発のための公共事業につきましましては、国庫負担の特例を定める法律がございまして、この法律の適用を受けておりますのが、四十六団体のうち、たしか三十五、六団体だと思ひます。岐阜県はその中に入らぬか入らないか、三重県、岐阜県がちょうど入るか入らないかといううな団体でございまして、どちらかといふと、上位から十番目くらいの団体でございまして。長野県は問題なしに入る団体でございまして。そういうようなこともございまして、岐阜県が悪くなるのは、まことに相済みない感じがするのでございますけれども、総額が同じで、その中で団体間に若干増減が出てくるのだという場合には、財政力が比較的上の団体において減る傾向が生じておもうのでございまして。全体がよくなれば申し分ないのでございましてけれども、そういう場合にはかさ上げ額を前回よりもずっと大きくしなければならぬという問題が起きますので、国庫財政の問題も出て参りますので、それはいいか、そうならば若干食い違ひが出ておるやむを得ないのではないかと考えております。より正確には、さきに申し上げましたように、かさ上げ額を被害對象別に拾ひ上げてみませんといけないうわけでございますけれども、今その資料を持っておりますので、總体的には今申し上げたようなお答えをさせていただきますと思ひます。

○太田委員 松島さん、さつきあなたのおっしゃったことと、今の奥野局長の御答弁に関連して、今の例をもうちょっと私は説明していただきたいと思ひます。岐阜県の例ばかりきのももきょうも出て悪いのですが、岐阜県はBクラスでしよう。財政力指数からラックした場合にはEクラスである。長野県はCクラスとある。しかもCクラスとBクラスとの差というものは実によく似ておるのですね。たとえば三十五年度におきまして、Bクラス

の人口一人当たりの道府県税の額は、Bクラス二千六百五十八円に對してCクラス二千三百五十七円、一般財源においては逆にBの方が五千九百六十五円で、Cクラスの方が六千七百七十二円で、それ以上に高いわけですね。それから三十四年度も同じ傾向をたどっております。この三十四年度のときも、やはり道府県税の人口一人当たりの額というものは、BとCとほんのわずかに違ひだけだ。そのBにある岐阜県とCにある長野県というものは、ここにたまたま今出たA、Bの例の中に出ておるわけでありまして、今までの特例法というものであるから、岐阜県などは今度割が悪くなるのだ、こういうことになるならば、今までの特例法がいいじゃありませんか。そういうことじゃありませんか。松島さん、これはどう見るのですか。

○松島説明員 今お話のございました、また局長からもお答えいたしましたように、この事業費の内容によつて補助率が前回と今回と変わる一つの原因がございまして。たとえば災害関連事業というものは、たとえ災害関連事業といたしましても、前回は特例法が制定された場合には、事業費がどんなに大きくなつても三分の二、小さくても三分の二というふうな一律の補助率でございまして。従いまして、国のかさ上げもまた事業費と全く比例関係にあるわけでございます。ところが公共土木施設のようなものにつきましましては、事業費に對しまして超過累進的に補助率を特例法では引き上げております。従いまして、事業費が大きくなる、その事業費に比例する以上に国庫補助が大きき交付された

ということになっております。そういうものを合算したものがこの三十四年度の例でございまして。従いまして、計算の仕方がさういふふうになっておりますので、今回のものは災害関連事業の地方負担であらうと、土木の地方負担であらうと、おおよそ地方負担に属するものは、一円は一円として、それについて財政収入との関係で引き上げを超過累進的にやろうというわけでございまして。従いまして、その基礎の考え方が今申しましたように違つて参りますので、こういう数字が出てくるわけでございます。先ほど来からお話がございまして、今までもよかつたから、そのまゝそれを維持したいといふのはないかというお話でございまして、さういふお考えももちろんあるかと思ひます。そうなりますと、従来と同じように、公共土木は公共土木、災害関連は災害関連、学校は学校といふふうな、個別的な立法をずっと並べていくという方式になるわけでございます。しかし何度でも繰返し申し上げますように、学校の負担であらうと橋の復旧のための地方負担であらうと、地方負担という面から見れば、すべて十円は十円、百円は百円でございますので、それを基礎として、どういふふうなその団体の財政力との間で引き上げをしていくことがより合理的であるかという考え方が立つて、この法案を研究していただくわけでございます。

○太田委員 だから標準税収に對して六割近い被害を自己負担しながら、岐阜県が――岐阜県にばかり味方をするやうでありますが、岐阜県が三十四年度災のときよりは、この法案によると一割以上損をしなればならぬとは何ご

とですか。長野県よりも多いじゃありませんか。長野県は四五%、半分以上でしよう。標準税収の半分以上、四四%か四五%のところは割がよくて、標準税収の半分以上、五七%というところの方が、今回の案によつては、いわゆる自己負担の多いところがかさ上げ額が少ないというのはどういうわけですか。どうしてもわからない。今までもいい、いいと言わなければならない。いいというものの証明をしてみたらいい。何か法令によらざる一億円くらいの助成金でも出してやったのですか。そうだといいならいいですよ。それならまた会計検査院の問題でしょうが、その辺、何か説明して下さい。

○松島説明員 地方負担が、先ほど来申上げますように、橋であるが道路であるが、あるいは学校であるが、地方負担という面においては、一円は一円であるというふうにお認めいただければ、その地方負担に対して財政力との関係で、どれだけ国庫でかさ上げをしていくかということを出すことが、より合理的であるということはお認めいただけると思います。問題は、その率をきめる場合、どういふ率をきめたら一番いいかということでございます。これは先ほど来大臣が申し上げましたように、昭和三十四年災のときに行なわれまして地方団体に對して、国が特別に援助した総額を下回らないということをもっとしなして率をきめたものでございます。制度が変わってきますので、率の刻み方も、すべての団体に對してかりに総額としては動かさないとしても、それを個々の団体に配分する場

合に、すべての団体について不利にならないようにするということは困難でございます。もちろん一方においては、財政力の貧弱な団体には有利にしていくということでございます。もちろんこれは、この新しいやり方によりますと、総額も若干上回っておりますが、その上回り方を非常に極端に大きくしなければ、すべての団体を過去に當てはめて救済できるというふうにはなかなかない。そこでこの問題を判断していただくためには、全体としてこの方式そのものは合理化されているかどうか、そして全体としての国庫負担のかさ上げ額が確保されているかどうかという観点で御判断いただきたいと思つております。

○太田委員 だから私が最初大臣に尋ねたのは、やはり財政力指数というものがこの際ものを言っているのだ、財政力指数というものの何を言わせば、大蔵省の総合かさ上げ方式というものはもう一回再検討しなければならぬものがあると私は言うのです。あなたは總体的に予算をよけ出したと云つたので、そのよけ出したということだけで有利だ、有利だという証明を試みようとする、国民は納得しませんよ。岐阜県民は何人いるか知りませんが、岐阜県民は納得しませんよ。しかし岐阜県だけではない、ほかのBクラスの県、三重県、三重県はどうか知りませんが、富山県、滋賀県、千葉県、これがBクラスです。この大体同じ財政指数のところは不利だということになれば、Bクラスは一致団結して自治省に陳情しなければならぬ。五人以上は入つてはいかぬということでは

すがね、五人以上で陳情したら、あなた方はごまかそうとして、總体的にたくさん出すから、あなた方は引き取りなさいと言つても、ほんとうに喜んで引き取れますか。なぜBクラスだけをひいて目にあわせなければならぬのか。三重県の場合は、三十四年災と比べて、たまたまきく私がかさ上げしたように、ずいぶんたくさんかさ上げになるように有利な資料が出ました。その同じBクラスの三重県の場合は、三十四年災のときに九億一千二百萬円の有利なアルファがつく。同じBクラスでもそのようなことになるのは——総合かさ上げ方式というのは、早く言うならばどうも勘定しないことだ。総合かさ上げ方式という大蔵省案というものは、非常に現実にマッチしておらないということ。同じBクラスでこんなに天と地の差があるということはどういうわけですか。

○松島説明員 先ほど来何度も申し上げますように、これはたまたま過去にあった災害との比較でございます。従いまして、これを将来に適用いたします場合には、昭和三十四年災と全く同じ災害がその県に起つた場合に、もとの法律でやつた場合と新しい法律でやつた場合に、どれだけの違いがあるかということの比較になるかと思つております。しかし先ほどから申し上げますように、今までのやり方と今度のやり方はやり方が違ひますので、今後の問題として簡単に得になる損になるといふことを比較することはむづかしいと思つて、何かの基準を求めて作業をいたしませんと作業ができませんので、こういう形をとつたのでござい

ます。今具体的に、三重県は上がるのにかゝる県は下がるのはなぜか、同じBクラスの県ではないかというお尋ねでございますが、三重県も岐阜県も財政力指数においてはほぼ同様の県であることが承知いたしております。これが片方が下がるのはなぜかという、先ほど申し上げましたように、事業の内容が違ふからでございます。三重県は先にもよく御承知の通り災害関連事業が非常に大幅に取り上げられた県でございます。従いまして、災害関連事業につきましては、従来一定の補助率でもって事業費が幾ら上がることも国庫補助率は一定であったために、事業費が大きくなればなるほど、それにスライドして国が負担率を引き上げて、なお地方負担は比例的にふえるという格好になつていたわけでございます。今度のやり方は、それらを全部合計して引き上げをいたして参りますので、事業費がふえればふえるほど比例的に地方負担がふえるのではなくて、事業費がふえればふえるほど、地方負担の方から申しますと、超過累進的に地方負担が減つていくわけでございます。そういう関係で新しい方式を適用すれば、今まで災害関連事業が多かつた県が比較的有利になるということであり

ます。それが現実には三重県と岐阜県の違いになつて現われてきているわけであります。

○太田委員 高柳さん、それでどうですか。災害関連事業だけが有利になるためにアンバランスができるのですか。

○高柳説明員 今の説明は一例を申し上げたのでございまして、そのように特例法によつて設けられた補助率の相対的に低い事業が多い団体、従つて言

いかえれば地方負担が比較的大きかつたという団体に對しては標準税収収入が少ない場合には有利にこの方式が作用するという意味でございます。

○太田委員 高柳さん、有利なところが出てくれればふえるわけだ。今度のやつで有利というところが出て、三分の二が四分の三なり五分の四になるといふことになるならばかさ上げ額がふえてきますわ。ところが減るといふのはどこか不利なところがあるのじゃありませんか。減るといふのは不利なんですよ。あなたは長野県の方がふえたというところに対する説明は、あるいは三重県の方が有利だつたという説明は、災害関連事業というものが三分の二がほとんど四分の四に近くなるから、従つてこれは有利だ、こうおっしゃるのかもしれないが、有利ということの説明はつくでしょう、不利になつたところはなぜ不利になつたんです。不利になつたところは何か忘れられておるのではないでしょう、何が原因でしよう不利になつた原因を説明して下さい。

○高柳説明員 特定の県を申し上げるのはいかかと思つて、かつて有利だつたという団体はその災害を受けた事業の内容が非常に高率適用の多かつたということかと思つて。

○太田委員 かつて高率適用の事業が多かつたところが不利になるなら、高率適用という制度をそのまま本法の中に残しておけば、不利なところが有利になるという一面があるならば今までも有利になる。それではなぜ高率適用というものが今度切り下げられたのですか、切り下げなければならぬという理由はどこにあるのですか。

○高柳説明員 今回の法律でもここに一号から十四号まで事業があるわけですが、その中で従来とほぼ同じような種類の災害を受けて今回の法律の適用が行なわれる場合、標準税収入が一定の場合にはほぼ同じ程度の国庫のかさ上げが受けられるというつもりであります。

○太田委員 高柳さん、大蔵省だから国民が喜ぶような法律を作ったという説明をしてもらいたいのだ。同じであつたら標準税収入も地方負担も一緒だ災害の内容も一緒だということはあるまいか。伊勢湾台風だつてあるいは二十八年度のときであつても同じ条件で同じだなんというものはよくよくの場合で万が一あるかないか、みんな違うでしょう。有利なものゝ削つて不利にしなければならぬというのは何が原因しておるのですかと言つておるわけですか。

○高柳説明員 これは松島さんからお話があつたことと重なる点もあるかと思ひますが、今回の援助法を立案する動機といふは踏み切つての御理解を申しますか、それについての御理解を一ついただきたいと思つておるわけですか。

従来のように個々の特別立法をして参りました場合には、立法過程においてもいろいろ問題もございまして、それから国庫負担のめどと申しますか、激甚災害があつたときに国はどのくらいの国庫負担を用意すべきかといふめどもつた。同時に、反面地方団体側から申しますれば、激甚な災害があつたときに特別立法をしてくれるのかくれぬのか。してくる場合の特

別立法が三十六年度のときにも同じような議論がありましたが、二十八年度並みであるとか三十四年度並みであるとかいふような議論があつたわけでありまして、そういう災害があつた際にそういう議論を煮返すよりも、むしろ激甚災害に対する、地方負担に對して国がこういうふうな国庫負担をあらかじめ用意するといふところにこの立法の一つの大きな進歩的な意味があるのではないかと思ひます。それから第二点といふことは、それにあつて全部によくなるといふふうな方法も一つの方法でございしますが、やはり通常の国庫負担は相当大きくして、そのわけでございまして、それ以上に国庫負担をするにあつたのは、やはり負担の公平と申しますか、国庫負担の増大化といふ点から、できるだけ負担力の弱い団体に厚くするといふ一つの趣旨がこの法案立法の動機かと思ひますのでその辺を一つ御理解願ひたいと思つておるわけですか。

○太田委員 その負担力の弱い団体といふのはもつとはっきりといふと何のことなんでしょうか。

○高柳説明員 いろいろとり方はあるかも知れませんが、この法案でわれわれが考へましたのは、地方自治体が独自で徴収する地方税、いわゆる標準的税収入が、災害を受けた地方の負担額との比較において、その負担額が負担に大きいといふのが災害の場合の地方団体の財政力が弱い団体である、こゝう考へております。

○太田委員 だから標準税収入といふことになるならば、長野県は三十一億の標準税収入に對して十三億の地方負担分といふならば四五%だ。岐阜県は二十

八億の標準税収入に對して十六億といふならば五七%だ。岐阜県の方が被害激甚であり、税収も、何か全体の税収の割合に地方負担も多し標準税収入も少ないのだし、いかに貧弱に見えるじやありませんかといふのです。外から見たつてわからないが、この数字は当たつていますか。何かこの数字以外に、岐阜県がそんなに負担力が非常によくて、いわゆる負担力の強い団体といふことの証明があるのですか。

○高柳説明員 これは……(この資料はどこから出したのだと呼ぶ者あり)内閣から出したものであります。繰り返すようなことになりませんが、Bの三十四年度かさ上げ額八億五千万と今回の七億一千七百万円だけをこの字づらだけで御比較なさると、多い少ないといふことにならうかと思ひますが、その中身の内容及び計算の方式が前回と今回と變つておつたので、それだけの回話には……と説明がしにくいのじやないかと思つております。

○太田委員 高柳さん、あなたの方には、予算編成のときにもあるいは首相の施政方針演説のときにも、あまり地方財政に触れられるといふことがないから、地方財政といふのは忘れていらつしやると思つたのですよ。地方民は足りないところは自分らの金を出して、身銭を切つてやつてゐるんだから、何も無理に出さぬでもよからう、そうすればまた向こうの住民は自分の金を出さうだ、いわゆる法外負担といふものを知らず知らずのうちに正當化してきておるから、地方財政といふものには對してあまり関心がないのじやありませんか。だから今のような議論が出てくるのでしよう。私の言つてい

るのは、財政力指数を中心として言つてゐるのです。富裕団体と貧弱団体の差といふものは何かといふことを言つてゐる。財政力指数とはいふじやありませんか。それ以外に何をやるのです。財政力指数がなくなつて、たとえばお目八目で、あそこから有名な人が出ておるから、たとえば大野伴陸氏が岐阜県から出ておるから岐阜県の地方財政は豊かだ、額面さんが地方行政に出てるから、額面さんと奥野さんといふまゝやつて何とかなるから、だからAクラスの県だといふのですか。そんなものじやないでしよう。だからいふのは財政力の強弱を何によつて判断するのですか。たまたまこの例が一つ出てるから、私はこの例をもつて具体的に申し上げてゐるのであつて、これはどうしてかわからない。大蔵省は何で判断していらつしやるのですか。

○高柳説明員 今の資料の一枚目に戻つていただきますと、下の方の欄の左側に県の地方負担と標準税収入といふ割り算をした式がございしますが、今先生がおつしやる財政力指数といふ言葉は、未開発地域の国庫負担のかさ上げの方式の場合に、財政力指数に低く、中ぐらゐの団体に低く、さらに高い団体にはかさ上げをしないといふ法律が一昨年できておるわけでありまして、その考え方は、やはり最近の地方財政に對する国庫負担を措置する場合の一つの基本的な考え方になつてゐると思つてございします。今回の場合にも、おおむねその考え方が通じておるかと思ひますが、未開発の場合の財政力指数とは若干考え方を違へまして、現実の災害が起きた場合の地方負

担額、通常の平率の国庫負担をした後の地方負担額とその標準税収入との割合が、比較的的地方負担額が少なく標準税収入が多い場合には、この割り算で出てくるところの一〇から五〇とか、こういうきざみ方になつておりますが、これは一つの財政力を示しているのじやないかと思ひます。この数字が少くないのは、それだけ財政力が高い団体である、比較的高い団体であるから、それに対してはその分に対して補助率は五〇にする。これがさらに上と上の方に参りまして、二〇〇から四〇〇、四〇〇から六〇〇といふふう

に、負担がはるかに収入に對して大きいといふものゝ對して累進的に高い国庫負担をいたしませう、こういうふうな考え方でありまして、

○太田委員 高柳さんと議論していてもどうもこれはいかに、一べん大臣、あなた、自治省としてこれで責任を持つてみんなの不平といふものを押え得る自信があらうか、こゝういふアンバランスが出てきて、

○森田国務大臣 先ほどいろいろ議論されておりますが、いろいろ見解の相違があるようでありまして。しかし、さっきの「公共災害高上額試算表(昭和三十四年度災害について)」という表に戻りまして、ただいま太田さんから御指摘のいろいろなお話もあつたけれども、このA、B、C、D、E、Fといふ六つのものを全部合計いたしますと、三十四年度災害、すなわち伊勢湾台風の災害のときにおきましては、国から出した金が二十四億七千六百万円といふことになりまして、ところが、今回の方式によりましてこの六つ

す金は二十七億八千四百万円、言いかまえずと、約三億一千万円というものが、同じ災害に対して国からよけい出す勘定になります。そうしますと、府県全体といたしましては、少なくとも今申しましたように、三億一千万円というものが、結局この六つの府県において、同じ災害を受けたとすれば国がよけい出していることになる。だから、国の方としては地方に対してそれだけのものをよけいに出しておる。地方としてもそれだけのものをよけいにもらっておるのだから、結局において得をしているということになるのである。要するけれども、今申しましたような結果としてでござるができていゝる、これは事実です。しかし、低いものに厚く、そうして高いものに薄くするということとは、これはやはりいかなる場合におきましても政治の要諦であらうかと私は考えます。やはり、個人であつても団体であつても、恵まれなもののより厚くして、そうして自分の負担力あるいは自分の力というものを保持しているものが、自分の責任においてある程度弱いものを助けていくということが、これは人間の道であり、また政治もそういうところに重点が置かれなければならぬ、社会党なんかのお考えは常にそういうところにあるのじゃないかと私は考えております。そういう意味におきまして多少のことでござる、これはそのうちにできるだけ国の財政力によりまして直していくというところは、当然考えなくちゃいけませんけれども、今申しましたように災害が起るたびに陳情団が出てきまして、今度は災害の特例法をつくるのかつからないのかと、議会と政

府との間にいつでもそれが問題になつてくる。そういうことでは災害に対処するということとはなかなかむずかしいのでありますから、こういうような総合的な一つの法律をつくっておきまして災害が起つたときに特例法をつくるかつからないかという繁雑なことではなしに、この総合的な法律に当てはめたるならばどういふことになるかということをつくっておくということは、私は政治として一歩前進である。御不満な点については今後十分検討して、数字その他についてはあるいは改定していく必要があるかもしれません。が、とにかくこの法律については、私は対世間的にも国民的にも責任を持ち得るということをごきで言明申し上げ

○太田委員 篠田さんが責任を持っていたら、それは一応そういう方法もあるでしょうね。けれども当初自治省が、いわゆる総合負担方式ではなくして各個別特例法の集積によるこの援助法の仕組みを考えておられたという

ことは甚だ遺憾なところである。しかも、貧乏な地方団体と金持ちな地方団体とがあるけれども、その貧しい方に多く与えて金持ちの方はなるべくしんぼうしてもらいたいのだ。これも所得の再配分ですから、やはり財政の均衡をはかるという意味からはけつこうなことでしょう。しかしその思想とこれは合つておらぬじやありませんかということをさつきから申し上げておるのです。あなたが責任持つというところは、しからば、貧弱団体がこの方式でやつたらあつてびつくりしてしまつて、これはしまつた、これではわれわれの思つたほどではない、こんなばか

なことはないというときにあなたがボケット・マネーを出しにしなければいゝんでしようが、別に自治省のボケット・マネーを出しておやりになればけつこうでしようけれども、大臣ですから、地方債をどう認めよう元利償還金を全部基準財政需要額に繰り入れていゝような方法もあるでしょうけれども、それでは何のためにこれをつくるのかわからぬ。だから弱いか強いかという抽象論をおやりになる前に、強いのか弱いのかに線を引きのすかだかなきやならなかつたはずだが、それが出ない。どうして出ないのですか。出ないでござる弱いところには少なく多く、強いところ、富裕なところは少なくていいという思想は、その原則はいいけれども、それを財政援助法に仕組んでいかなければならぬのに援助法は今そうなつておらない。今ここに三重県、長野県の五つか六つ出ている例の中から私は気づいて申し上げておるのだが、だれが見てもこれはアンバランスがある。隣の人の財産はおれの財産だなんていうのはこれは石川五右衛門の思想ですからね。天下の財布は一つでしよう。昨年に比べて三億何千万円あるといつたつてもらう方は違ふから、少なくともらつた方は分配上の不公平が出てくる。石川五右衛門のようにお前がよこしたらおれは夜眠つて持つていくぞというのをやればいゝんだが、そうじゃない。あなたは石川五右衛門を奨励しておる。これはちよつと荒木さんにいうまでもなく、利益の道徳を財政上もやつてもらわなきやならぬ。しかも強弱の指数というものは、今まで常にA、B、C、Dというラン

クに説明いたしておるのに、今度に限つてそれは全部御破算だ、大蔵省のベースに巻き込まれて、大蔵省ばかりを援護して国民の方にそつぽ向かれては、音に名高き篠田さんとしては聞かえないじやありませんか。

○篠田国務大臣 自治省の方に、最初この案に対して異論があつたというお話でござりますが、私も新しいので、そういうことがあつたかどうかかわらないので今聞いてみましたところが、そういうことはなかつたそうです。そこで各省でもつて話し合ひをした結果、やはりその最大公約数と申しますかをとつて、そうして総合的に意見をまとめたのがこれでありまして、もちろん人の財産と自分の財産は違ふわけでありまして、これは一つの国策として災害というやうな問題に対処していくという場合に、別にその富裕の府県から持つてきて弱い府県にやるといふわけじやござりません。富裕な府県から無理に金を持つてきて弱い府県にやるといふことになると石川五右衛門の思想になりますけれども、そういうわけじやありませんから、これはだいたい石川五右衛門とは違ふのじゃないか、まあ私はそういうふうにかえします。いづれにしても一つの問題をやるときに、初めから完全なものがどこにでもまんべんなく喜ばれるような政策といふものはこれはなかなかできないかと思ひます。というところは、国庫が非常に金をうんと持つておりまして、要求されるだけの分を、よし、持つていけ、持つていけと出せば喜ばれるのでありますけれども、国庫もやはりそういうわけにいきませんから、そこでやはり何か一つ新しいものを

をやるうとするには、そこに多少のことでござるか、あるいは犠牲といふまあ少し言葉が大きいのですが、やはりそういうものができるんじゃないか。だからこれも、何もこのままをもつて永久に通そうというのじやなくて、皆さん方の御意見をいれまして、法律ですからだんだん国会において改正していけばいいのであります。ただ先ほど申しましたように、一番大きな眼目は、災害のたびに特例法をつくるのかつからないとか、非常に陳情者がたくさん来る、そういう不安をなくして、災害というものは一定の基準において国家が見るのだ、そういうことを一つこにはつきりと基礎づけるということの効果は、私は地方に対して非常に大きいんじゃないか。それはものですか、プラス、マイナスして見まして、あなたの御指摘のやうなマイナス面はたくさんあるでしょう。あるでしようけれども、総体としてプラス、マイナスしたときに、前のような個別的な、災害について学校だ、橋だ、あるいは児童の施設だといふふうにして一々特例法をつくつてやる方がいゝか、あるいはまたこういうやうな一つの総合的な法律をつくつておいて、そうしてそれに当てはめる方が地方民が安心をし納得をするかというところになれば、私はこの方が安心をするんじゃないか、そういう意味で私は責任をもつて申し上げたのです。その点一つ太田さんにも御了解願ひまして、一歩前進ということでお認め願ひたい、こう思ひます。

○太田委員 まあそれは確かにあつた方がないよりいいことは事実でしよう。そのつど定めておるよりは、恒久

的なものをつくっておいて、そしていかなる場合にもそれが適用できるようにするのはいとおもいます。これはいいのですが、何か金を持つところの大蔵省の圧力に屈して、心にもあらざる賛成意見を言うということは、国民に対する信頼を裏切るものであるから、そういう点を私はおそれる。とにかく今のかさ上げのパーセンテージにいたしましても、なるほどこまかくやってみるけれども、これを一例で当たってみると、大体地方負担が五〇%ぐらいしかかさ上げされない。もともと、これはかさ上げる必要あるんじゃないか、災害に対して、非常に甚大である災害をこうむった地方団体の施設を、これは地方団体でそのままだというところはどうかです。国民に対しては何もやらないじゃないですか。家はこわれたわ、家は死んでしまったわ、田畑は冠水したわ、作物はどうなったわということに対しては何ら補償はないでしょう。建物がこわれてお気の毒でございすね、それではあなたの家を建てるのをお見舞いしましょうというて、国民に対して政府は出すかという、そんな制度はないのだから、従って国民は災害にあつても何ら政府にしてもらえない。しかも公共土木施設なんというのは、橋だ、川だ、海岸だ、道路だ、あるいは学校だといったってこれは何ですか、国の施設でしょう、国の施設に対してはお地方民が税金だの負担金を出さなければならぬとは何ごとですか。逆じゃありませんか。これは全部に言うならば、そういう異常なる天災によって大きな被害を受けた者に対しては、全額国庫負担の思想をどこかに出さなければ国民の要望にこ

たえたとは言えない。全額国庫負担の思想がどうして出なかったか。これが出ないというところがおかしい。今までも国庫負担法という公共土木のものもありましたけれども、あれじゃいけなからといって、あれを土台にしてさらに特別法をつくってきただけです。それを、一飛躍をすれば、総合負担方式という新しいシステムをつくるのももちろんけっこうでありますけれども、なぜ百分の百、十分の十を出すくらいは飛躍、勇断がなかったか。これが残念なんです。それを私は言うのです。これはもう少し少しい地方団体の負担を減少させるべしとか、あるいは場合によつては百分の百出すべきだという思想でありますから、お尋ねをする部分があまり多くくなりますから私は以上とめておきます。建設省の方に……例の高潮対策の事業費に対する補助というのは今度どうなるのですか。

○山内(一郎)政府委員 高潮対策事業でございす、従来特例法をつくっておりますが、高潮対策事業の意義かと思ひますが、それは災害関連事業という中に含まれて今後処置をされます。災害関連事業の中に入ります。

○太田委員 財政局長、あなたの方で計算されたときに、今の高潮対策の事業費というのは、海岸保全の補修費用というものは、関連事業として全部計算されておりますか。

○奥野政府委員 おっしゃっている高潮対策事業は、災害で海岸堤防がこわれた。それを復旧する場合に、従前の程度の高さ復旧では役をなさない。ある程度もつとかさ上げをしていかなければならない。そうするとそのところだけかさ上げをしても意味がない

ので、まだこれだいていないところについて、まさかさ上げをしていかなければならない。そういう高潮対策事業につきましても、当然災害関連事業として、今回計算されますときの総合負担方式の中の総合負担の中に入れていくわけでありす。

○太田委員 河川局長、そうすると第三条の二号ですか、「新設又は改良に関する事業」というものの中に、高潮対策として防波堤を作るとかあるいは護岸を高くするとか、例の伊勢湾の和歌山県のごりから伊勢湾、三河湾に至るまで、全部今度一伊勢湾台風のとときには高潮対策事業としてこれを補助の対象にしましたですね。こういうものは、二号の中の改良工事、新設工事として、やはり同じように、一般の土木施設災害の国庫負担法と同じように見るといふのですか。

○山内(一郎)政府委員 国庫負担法による災害復旧事業は一号でございす。従来の高潮対策事業に相当するものが二号の災害関連事業で行なう、こういうことになります。

○太田委員 第三条二号の関連事業というものは、それだけでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないから、そのために合併して行なう工事だ、こういうことになっていすね。そんなばく然とした中にほり込まれておるようですが、そうですか。

○山内(一郎)政府委員 その通りでございます。

○太田委員 それがあるために、三重県の場合が非常にかさ上げ額がふえるというところになったのですか。

○山内(一郎)政府委員 その点は先ほどからいろいろ御質問なりお答えがござい

ました。そういうものも総合して、過去の実績に合わせて見ると、三重県は従来の三十四年災の実績よりも今度の方が上回る、こういうことでございまして、高潮対策事業だけがその要因になっているかどうか、その辺はよくわかりませんが、その要因の一つになつてゐる、こういうふうには考えられます。

○太田委員 従がって高潮対策の特例法というものが特にこの中にうたわれておらない、項目としてうたわれておらないが、入つておる、こういうことですね。それでわかりました。農林省のお方にお尋ねをいたしますが、今度の場合のこの第三章は、先回と比べまして率の相当に下回つておるというふうな思ふのであります。これは、いかがですか。あなたの方のお考えでは、やはり下回つてゐるがやむを得ないというのであります。それとも何か御意見がございすか。

○庄野政府委員 農林関係の農地及び農業施設についての災害復旧でございす。御承知のように農地及び農業施設の災害復旧は補助暫定法でやつていきまして、三十六年災についてはそれを排除して特別法ができた、こういうことになっております。それで今回は、先ほどから御質問なり御答弁がございましたように、総合かさ上げ方式に切りかえる、こういうことになっておりました。暫定法をまず適用しまして、暫定法によりまして農民の負担が二万円をこす場合、こういう場合に激甚災法として一万円から二万円が七割、二万円から六万円が八割、六万円をこす場合は九割、こういうようなかさ上げ方式をやつたわけでありす。それで

従来の方法に対して、われわれ決して下がつてゐると思つておられませんか。

○太田委員 ただいまのは、第五条の農地等の災害復旧事業に関する国庫補助、これは総合かさ上げ方式であるから、総合的には下がつておると思ひない、こういうことですね。あと、六条、七条等についての御意見は入つていません。

○庄野政府委員 ただいまお答え申し上げましたのは農地等の災害復旧事業でございす。それから六条は共同利用施設でございす。七条は開拓者等の施設の災害復旧でございす。大体三十六年災と同じことでやつております。

○太田委員 大体同じといふのは、どの程度の誤差ですか。

○庄野政府委員 大体、全く同じでございす。

○太田委員 全く同じだとおっしゃるのですがたとえは第六条の中にこうあるでしよう。十分の四というところがあります。激甚災を受けた共同利用施設のうち「暫定措置法第二条第六項及び第七項中「十万円」とあるのは「三万円」と、同然第三条第二項第五号中「十分の二」とあるのは「十分の四」カッコの中は抜きて、と、その他の地域内の施設については、同号中「十分の二」とあるのは、「十分の三」と、こういうふうな数字が出ていす。伊勢湾のときには、十分の四といふのは十分の九、十分の三といふのは十分の五であつたと思ひます。従つて十分の四のカッコの中にある十分の九の方が適切であり、十分の三は十分の五であるべきで、十分の四、十分の三といふのは、これは無用な数字で

ある。伊勢湾の場合と比べると、下がったじゃありませんか。全く同じじゃないじゃありませんか。

○庄野政府委員 激甚災の場合に激甚災の地域指定をいたしまして、五条のような非常な地域指定をやります場合は十分の九、それから激甚災でござい

ますが、一般災よりも災害が大きいという事で、激甚災の地域指定はないのですが、激甚災があつたような政令指定を受けた災害の場合には十分の四、こういうふうに区別されております。

○太田委員 伊勢湾台風のと時の特例法と全く同じですか、違うのですか、と言っているのです。伊勢湾台風のと時には十分の九だ、十分の四というこ

とはなかつたはずだから、伊勢湾のときは違ひでしょう。

○庄野政府委員 三十六年災と同じにしてございませう。

○太田委員 三十六年災のときも、十分の九と十分の四と二色あつたとおっしゃるのですか。

○庄野政府委員 御指摘の通りでございませう。

○太田委員 それではそのあと、たとえば——あなた、一緒だとおっしゃったのですが、たとえば天災融資法の場合におきまして、今一千五百万円という数字がここにありますが、最高頭打ち二千万円迄三十六年災のときには認められたと思うのですが、これも二千万円じやなかったのですか。

○庄野政府委員 所管が違ひますが、三十六年災のときには、長野県につきまして特別な事例として二千万円ということが認められております。全体平均いたしまして、今回は、一千五百万

円ということ——農業協同組合の経営資金でございませうので、一千五百万円というベースにしたわけではござい

ませんが、三十六年災は長野県の特別な例がございまして、三十六年度特例として二千万円というのがあつたかと思ひます。

○太田委員 安い方を取つたというわけですね。九条の森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助に「都道府県が三分の二をこえる率による補助をする場合には」とあります

が、これは伊勢湾台風のときには九〇%の補助だつたと記憶しておりますが、これは九〇%は間違いですか。

○庄野政府委員 これも農地局長の所管外でございませうが、三十六年と同じだと承知しております。

○太田委員 高柳主計官、今の点所管外の点があつて不明確なる御回答があるのですが、あなたの方のお調べになつたところはどうか。

○小田村説明員 私からお答えいたします。

ただいまお話のございましたのは、従来通りでございまして、森林組合の排土事業、これにつきましては、従来三十四年災、三十六年災にはござい

ません。今回新たに規定されました規定でございませう。

○太田委員 従つて三十六年災の場合に抵触はしておられない、下がつておるのではない、こうおっしゃつたわけですね。

それでは漁船関係というのはお答えできますか。農林省いいですか。もしお答えできなかったら、だれでもいいんですがお答えしていただきたいんですが、小型漁船建造に関する助成でございませう、これはこの前の三十六年

災の場合と同じでございませうか。

○小田村説明員 三十六年災と全く同じでございませう。

○太田委員 全く同じだとおっしゃいます。その三十六年災の法律は、小漁船型の被害が政令で定める基準をこ

える都道府県の漁協に対して、漁協がその事業として共同利用の小型漁船を建造しようとするときは、国は八割の補助をするというものがある。八割の補助、違ひはありませんか。

○松島説明員 ただいま御指摘のは、三十六年災のときは三分の二でござい

ます。それからその前の宮城県の前地津波のときも三分の二でござい

ます。

○太田委員 三十四年災のときは三分の二ですか、間違ひありませんか、松島さん。

○松島説明員 三十四年災のときはたしか全額であつたと思つております。

○太田委員 伊勢湾台風のと時の——これは激甚災としては最近の最も顕著な例ですが、伊勢湾台風のと時とは

んど一緒だという答弁が何回かあるんだが、違ひないでしょう。

○高柳説明員 伊勢湾台風が従来の災害の相当大きな災害であつたということからして、昨日来伊勢湾台風をめぐ

に設けて、それに高まらないような程度に上げて、それは繰返し御答弁申し上げたわけではございませうが、農

関係、漁業関係につきましては、その後三十五年災、三十六年災の災害にお

きまして種々検討いたしました結果、または災害の態様等によつて若干の補助率

の改定が行なわれてきておりますので、今回の成案にあたりましてもう

いった点を考慮いたしておる次第でございませう。

○太田委員 高柳さん、そうすると、別の言葉で言えば、伊勢湾台風のとき

よりは、この補助は下回つておる、こ

ういうことですね。

○高柳説明員 下回つておるという言

葉が適切かどうかわかりませんが、変わつておる部分もないとは言えないという事であります。

○太田委員 先ほど、言い違ひかどうか知りませんが、高まらないように、

そういうことをおっしゃつたんです

が、低くならないようにという意味で

しょうね。前災のときの特例法を高ま

らないように配慮したということは大

へんです。上に行かないように、

常に下に下へてきたという事にな

るのと大へんです。三十四年の伊勢

湾台風のときよりも漁船の建造に關する補助金はうんと下がつておる。下が

つておるとは言いにくいから同じでは

ないと言つたのではございませんか、そんなことを言つたのでは国民はわかりませ

減つておるのでしょうか。

○松島説明員 さつき私間違えて

漁船は十割と言いましたが、十分の九

でございまして訂正させていただきます

ます。

なお、三十四年災を下回るか上回る

かという問題であります。ものによ

つては、その後の経過等も参照いた

しまして漁船のように改めたものもあ

りますが、一方のものによりましては、

たとえば身体障害者福祉施設であり

すとか、精神薄弱者福祉施設であり

すとか、当時なかつたそういうものを

新たに取入れられたものもございませ

う。

○太田委員 松島さん、いいところ

だ

けを答えて、答えにくいところはそ

うい

うい

うい

うい

ちよつと情けないじやありませんか。あるからいいやなといふことで、必要があるなら考えるというが、明らかにきまつておるものをなぜお入れにならないか。高柳さん、あなたが反対されたのか、あるいは農林省が出さなかつたのか、真相を明らかにしてもらいたい。

○高柳説明員　今回の特別法をつくるにあたりましては、やはりできる限りに基本的なものを、そして確定的な性質を帯びたものを中心に、一定の国の財政援助の基準を示そう、こういう基本的な考え方が各省間に一致した意見となりまして、その意見を基礎にいたしまして、予算措置で可能なもの、またうすですべてに必要としないもの、または今後さらに必要が増加するもの、そ

りまして、今回の法律が、一応できておるわけでございまして、その考え方の一つとして、除塩事業は予算措置でやろうじゃないかというところに、大蔵省と農林省の間の意見が一致したわけでございます。反対と賛成とかいふことじゃございません。

○太田委員　そうすると、きょうは厚

生省の方お見えになっていますね。たとえは水道関係の補助ですね。これも今度除かれておるのは同じ趣旨ですか、五十嵐さん。

○五十嵐政府委員　ただいま農林省からお答えがございましたのと大体同じ趣旨で、予算措置で従来の補助を確保できるという見通しで、こういう措置をとった次第でございます。

○太田委員 三十四年災におけるところの水道関係の補助は幾らくらいでしたか。

○五十嵐政府委員 ただいま手元に資料を持っておりませんので至急調べまして、適当な機会にお答え申し上げます。

○太田委員 水道というのは、一たん水が長期断水いたしました場合とか、あるいは土砂の流入があった、土砂くずれがあった——大きな災害には、必ずつきまとうのですが、これが流入いたしまして、大へんな被害をこうむるものなんですね。当時でも一応みんな、水道といつても地下に埋もれていゝのだから大丈夫だろうというわけではなくて、復旧事業が大へんな事業だということ、この水道問題というのが当時非常な焦点を浴びたのですが、これは都市に水道が普及すればするほどこの復旧というのは非常に莫大な金がかかるというところは、これは現在の事業費の動向を見てもはつきりわかる。だんだんと中小都市に至るまで水道はふえてくる。その規模が大規模になってくる。その際に、災害復旧というものの対してかつてその思想があったのに、この財政援助法の中に入らないというところは水道というものを軽く見ているような疑いがあるのですが、そういう点ございませんか。

○五十嵐政府委員 水道の必要性、重要性につきましては御指摘の通りでございます。これはことしの東京都の水飢饉の例なんか見ましても非常に生活に直結した重要な問題であることはお話ししてございます。従いましてこの災害の場合の復旧につきましては従来予算措置あるの特例法によつた場合もございますが、二分の一の補助をいたしましてその復旧に努力をし

てきたような実績であります。

○太田委員 二分の一の補助にいたしましてもこれは非常に膨大なものだと思う。たとえばそういうものを特例として特に一条を起して水道だけのものをですか、それとも最初の第三条ですか、第四条ですか、総合かさ上げ方式の中にそれを入れるべきであるかという議論が相当なされなければならなかったと思うのです。この金額は、これを少なくするために、二分の一という金額に押えるためにこれをはずしたとしたら、水道が除外されているということは、これまた地方財政というのに対しての圧迫という問題を検討する場合に、一つの盲点、こんな気がするのですが、地方財政のことを考慮されておはすされたのでしょうか。これは厚生省では地方行政、自治省とは違ひで、何ででしょうか、水道というのに対して被害はそんなにたくさん起きないであろう、だから二分の一の補助を今後も続けるのだ、こういうおつもりではおはすしになったのですか、その点いかがですか。

○五十嵐政府委員 私ども地方財政の点を全然無視しておるといふ立場ではございせん。従来ともこの程度の率の補助によりまして復旧の事業も行なわれたという実績を考慮いたしまして、こういう措置をとつた次第でございます。

○太田委員 じゃあ災害救助法の件についてもお尋ねいたしますが、災害救助法関係の補助も今度の場合やはりはずされておりますね。これは今の水道と同じことではございせんのですか。

○大山政府委員 災害救助法につきましては特別な理由がございまして今回

はずしておるわけでございますが、それは従来災害救助法によりまして、災害救助費がその府県の普通税収入の千分の二をこえる部分についてだけ補助対象になっておりました、千分の二以下は補助対象にならなかつたのでございす。従来の激甚災害における特例立法といたしましては、この千分の二を千分の一に下げるといふようなやり方をやっておつたわけでございますが、前の第四十国会におきまして災害救助法を改正していただきまして、この千分の二とありまうのを政令で定める額というように変えたわけでありまして、政令で百万円とこえるような場合には、百万円をこえるような場合にははすべてもたら補助をするというような改正を行なつたわけでございます。これは一面におきまして激甚災害に対処しますとともに、最近頻発します小災害に対処しようということ、この改正が行なわれたわけでございますが、この改正によりまして、従来の特別立法よりは、むしろ有利な改正がすでにできております。従いまして、今回の激甚災害に関する特例法の中には特に入れなかつた、かような次第でございます。

の増分が千四、五百万というような数字でございます。

○太田委員 今度の場合には百万をこえるのですか、今度の災害救助法によつて一般災害救助法ではありません。——激甚地に対して補助される基準というものは、もう一回はつきり言つて下さい。

○大山政府委員 従来激甚地に対しては千分の二を千分の一に下げたおつたわけでございますが、今回の改正によりましては、激甚地であるといふにかかわらず、すべて百万円をこえる場合には補助をする、こういうことに変えたわけでございます。従いまして、従来の激甚災害に対する対処の仕方から見ますと、それにつきましてもさらに有利である。さらに激甚でない場合でも、小災害に対しましては処理ができるという恒久立法を行なつた、こういうような関係に相なっております。

○太田委員 百万円に下げたということについては標準税率等の問題とこれは関連なしにすることですから、百万円くらいのもものはすぐどこにでもあつたということとそういうことをなさつたのだらうと思ふのですけれども、激甚災害であるから特別補助をするのではない。一般的な災害救助法の本でやるのだ、こういうふうにおつしやるのです、やはりその場合は激甚災害と災害救助法が発動されたからというものとすべて同じだということ、これは、よほど研究されておると思ふのですが、たとえば何々地区の市町村に対して災害救助法が発動された。百万円こえたならば、それに対して二分の一を補助する。これは激甚災害の場合に少

○太田委員 かりに災害があつたとして、それだけ急増する災害救助法の特例補助の総予算というものは、たとえば伊勢湾台風クラスのものがあった場合に、しからばどれくらいに目算をしていらつしやるか。

○大山政府委員 伊勢湾台風の際における災害救助費に対する国庫負担額は約五十億、それから特例措置を設けたために、先ほど申しました千分の二を千分の一に下げたことによる国庫負担

々不親切なことになるじゃありませんか。

○大山政府委員 先ほどちょっと御説明が足りませんでした。災害救助法の国庫負担のやり方は、この災害救助費とそれから都道府県の財政力、これは普通税収入に見ておるわけでございますが、これに依つて負担割合が果進するようになつておりました、ちやうど今度の激甚災害の立法と同じような思想でできておるわけでございます。百万円をこえるような災害があります。百万円をこえるような災害があります。百分の二をこえては百分の四までは八〇％、百分の四をこえまう場合には九〇％というような制度に相なつておりますので、激甚災害があらまうと、当然その高率の補助率が適用になるわけでございます。十分激甚災害に対処し得るような制度に最初から仕組みがなつておる、かような関係でございます。

○太田委員 ただ千分の一と百万円を比べてみて基準財政収入額が十億以下のところ、そういうところは不利になるような気がしますが、そういう点はございせんか。

○松島説明員 基準財政収入額が昭和三十六年度で一番低い県で十五億ばかりになっております。これはもちろん基準財政収入額でございすので、この中には道路譲与税のような災害救助費の計算の基礎になります場合は除外しなければならぬものもございす。しかしそれとまた八分の十に反して標準税収入にいたしますと大体十五億が最低ではなからうかと考えております。従いまして、その千分の一とい

いますと百五十万円でございます

で、現在では最低県でも千分の一にすれば百五十万円程度になるわけであり、ますから、百万円といいますがそれより下でございまして、百万円によつて損にございまして、百万円にないかと考えております。

○太田委員 この例を見ますと八億九千六百万円の標準税率のところの例が出ていますね、これは今後そういうことはありませんか。

○松島説明員 これは三十四年度の数字でございまして、最近では全体に税金が入上がつてきておりますので、今申し上げたような事情でございまして。

○太田委員 それからこれは奥野財政局長にお尋ねしますが、今のように対象から漏れた事業というのが多々ありますね。しかしそれは全部十割農林省なりあるいは厚生省が負担するのにならずして、何分の一ということになります。少なくとも地方負担が相当上ると覚悟しなければならぬ。災害の場合のあなたの方の考え方、起債とかあるいはその起債を許可したあとの元利償還金負担ということについてはいろいろお考えがあるような気がする。

たえばことしのように地方交付税法の場合にあなたの方がおっしゃったことは、財政力に比して公債費負担の大きい市町村の公債費負担の軽減を受けるため、市町村が国庫の負担金を受けないで施行した災害復旧事業の財源に充てるため起した地方債の元利償還金を基準財政需要額に算入し、財政力補正をいすこととしたいと考えているというのでありますが、これは市町村というふうになつておりますけれども、県の場合でも、こういう何か相当考えなければならぬのが出てくると思

う。激甚災の財政援助法の建前からいまして、今後災害が起きた場合には、激甚災の場合と一般災と別かもしませんが、あなたの方はその地方負担分に対する起債の認可の一つの基準、具体的にこれは災害に關係するなから一〇〇%認めて地方の要望を認めるというおつもりか、それとも何か財政力指数というものに依つてお認めになるつもりか、何か今お考え方があられるでしょうか。最後のあれに關連してあるのですけれども、それを一つおっしゃっていただけませんか。

(永田委員長退席、高田(富興)委員長、代理着席)

○奥野政府委員 今お話しになりました市町村についてとる方式は、三十七年度分の地方交付税から採用したわけにございまして。府県につきましては三十六年度分からその方式を採用いたしております。なお、災害復旧事業にかかります地方債につきましては、災害の程度が激甚であります、自然地方の負担も多くなるわけにございまして、従いまして、地方債を認める割合を高くしていかねばならない、かように考えておられるわけにございまして。財政力が低いからよけい認めるとか、認めないとかいうことではなしに、地方負担が多くなるから地方債も割合を多くして認めなければならぬ、こういう考え方を持っておられるわけにございまして。この地方債の元利償還額を基準財政需要額に算入していきま

す。この地方債の元利償還額を基準財政需要額に算入していきます場合には、財政力の低い団体についてはなるべく大きな部分を算入するという方式をとるべきものだろう、こういう考え方をいたしております。

○太田委員 そうしまして、あなたの

方の思想というものはこの第何条ですか、最後の方に載つておると思うのですが、全額を見ろという思想はないのですか、いかに弱小といえども。そういう点は今までの前例に照らして見て差しつかえないですか。

○奥野政府委員 御承知のように、基本的に初年度一〇〇%、次年度以降はより過年度災害につきましては七〇%、しかし災害の激甚であった地域につきましては八〇%、あるいは九〇%というように上げて参つてきております。やはり災害復旧事業であります。次年度以降に参りますのは年度当初から予想されておることになりますので、一般財源をできる限りそれに向けていく、健全な運営を自力でやっていくのだという建前をとっていく必要があるのではなからうか、こう思つておるわけにございまして。

○太田委員 この精神として、起債によつて何とか当面の補助のない分をやるといふところは相当出てくると思ふ。最初の例で申し上げましたように、A、B、C、D、Eという五段階の財政力指数というものは、今後の財政援助法には全然用いられておらな

い。用いられておらないといふところから、それぞれの地方においては割の悪い災害が多かつたために、相当地方の負担額が多くなるという問題が出てきます。だから、あれは六五%しか負担しない、いや起債も認めない、これは百分の五十しか認めないといふことでは少々しくし定木に過ぎるおそれがあると思ひますが、その点あなたの方としては、さらに場合によつてはこれはもう少し大幅に認める用意もありなんではうか。

○奥野政府委員 今おっしゃいました五〇%とか六〇%は農地の復旧でありまつか、あるいは農林共同施設の復旧でありますとかいうような部分でございまして、住民全体が利用する施設とは違つてございまして、ある程度農地の所有者等に自己負担してもらつたという建前から、御指摘のような方式をとつておるわけにございまして。

○太田委員 公共土木施設についてはどうなんですか、小災害について一〇〇%ですか。

○奥野政府委員 公共土木施設でありまつか、先ほど申し上げましたような考え方をとつておるわけにございまして。ただ小災害をどの範囲まで認めていくかといふことにつきましては、一件々々現地におもむいて査定しているわけでありまつか、ある程度市町村の申請を信頼するとか、あるいは公共災害復旧事業費の額から見て推定するとかといふ方式をとつております。

で、若干団体によりましてはそこに希望と起債を承認する額との間にズレが生ずるといふことは起こり得る、こう思ふのでございまして。しかし原則的には災害復旧事業であります限りは、全体を対象としたしまして初年度一〇〇%、次年度以降七〇%という一般的な原則はとつておるわけにございまして。しかしそれと先ほど申し上げましたように、激しい団体につきましては充当率を漸次高めていくといふことも考慮しているつもりでございまして。

○太田委員 総理府の江守さんいらつしゃいますね。——江守さんにお尋ねしますが、長官にかつてお答えいだきたいたのですが、今までの質疑応答に現れますように、ある場合によつて

は各省によつて補助金を出す、ある場合には総合かさ上げ方式の中に入れておるのだ、激甚災の対象になる各省の復旧事業がオール網羅されて財政援助法一本に集約されておるとは受け取りがたい、こういうことであります。何か画竜点睛を欠くうらみがあると思ふのでありますが、一体当初からの援助法をつくるにあつて基礎的な考え方の中には、ある程度は受けてやろう、各省が自分の方で出そうといったものははずしてやろう、こういうような気持があつてはうか、そういうふうか、その点を御説明いただきたい。

○江守政府委員 この激甚災害の財政援助の法律は、基本法の中で国がこういつた激甚災害に財政的な援助をするることを極力避けて、できるだけ一本にまとめて合理的な仕組みで財政的な援助をしようといふ基本的な思想に基づいてつくつたものでございまして。その際できるだけ一本にまとめるということにつきましては、各省の間でいろいろお話し合いをいたしたのでございすけれども、中には先ほど二、三の例もございまして、予算措置でした方がいろいろ災害の実態などから考えても適當であるといふようなものもございまして。従いまして、ここに御提案してございまして、三つの形でまとめ得るものをこの激甚災害の財政援助の法律としてまとめるということにして御提案申し上げたような次第であります。

○太田委員 江守さん、それは受動的な立場にあらわれたような御答弁でございすけれども、総理府として今度のまともなざる場合に、さあ除振作

業は全然別予算だ、小型漁船の建造に
対する補助も別予算だ、医療機関も別
問題だ、水道もそれは別だといって、
合わせれば何百億というような予算を
必要とするものを全部、除外々々々々
ということだったら、私の方はぜひ入
れて下さいといったところの条文のみ
が入っていることとなる。あなたの方
に指導性がないじゃないですか。災害
の援助なら被災地災害援助法を見れば
わかるというところに、一致してこの
援助法をつくらうとした意味があり、
国民もそのつもりでおるのに、除塩は
どこにあるのかといったら、ない。こ
れは百姓だからばかにされたかと思
うでしょう。水道というところになると、
何、水道が幾日とまらうと市民が困る
だけだからそれで厚生省はこれをあと
回しにしたのだ、こんなことになる
とすれば、これは非常な問題だと思
うです。網羅するということを初めから
原則としてお立てになったものなら
ば、なぜ網羅ならなかったか。網羅
ならなかった理由は各省の言う通り
にああそうであるかということだ
ですか。

○江守政府委員 激甚災害に対する財
政的な援助の仕方としては、一本
の法律で規定をして措置するのが適
当と思われまうと、他の法律で規定
して措置するのが適当と思われま
うと、さらに予算的措置で措置する
のが適当と思われまうと、この三つの
種類があると思われまうわけでござ
います。もちろん国民一般の御理解を
得るという意味から申しますと、すべ
て一本にするということが一番好ま
しいと思われまうけれども、先ほど
申しましたいろいろの理由に基づきま

して、私どもが各省のお話をまとめ
する上におきましても、このような形
でまとめ得るものをこの際出す、そ
うして一本の法律に載らないものにつ
いても、もちろん何もしないというわけ
ではございません。時宜に応じて敏速
な予算的な措置をとり、またほかの法
律でより適切な措置をとった方がよ
い。このように判断したわけでござ
います。

○太田委員 それでは公営住宅でも、
一般的な非常の災害によって住宅が倒
れたりする場合は第二種公営住宅の建
設については、伊勢湾台風の前例をお
用いになって、公営住宅そのものが損
壊をいたした場合の特例は今回ちょっ
とないように思いますが、それはいい
かでありまうか。やはりこれは単独
ですか。

○沖説委員 公営住宅そのものが滅失
しました場合の復旧につきましても、
全体の総合負担の中に含めておりま
す。

○太田委員 公営住宅の場合は、従っ
て全部三十四年災の場合と一緒であ
りますか。それ以上進歩したものはあ
りませんか。

○沖説委員 同じでございます。

○太田委員 そこで総理府の江守さ
ん、今お聞きになりました公営住宅法
の関係というのは、これは三十四年災
の伊勢湾台風のとおり同じものを片方
は単独立法にする、一方の新設の場合
は一条つくり、第二種公営住宅の補修
は、総合かさ上げ方式の中に入れた。
そうですね。ところが水道の場合にお
いては、これはどこにも入らないから
単独に補助をするんだ、別個に補助を
します、こういうことになった。それ

からその他の医療機関であるとか除塩
であるとかいうようなものも全然別
にして、別個の算定をしてやるんだ、こ
ういうことなんです。この間の動き
を見ると、あなたの方がこの中で取
捨選択をして、たとえば住宅関係とい
うのは今非常に国民から注目を受けて
おいて、これを入れないとまずいから
入れておきましょう。水道とか除塩な
んというところについては、だれもそ
んなに世論というものが関心を高めてお
らないから、こういうものははずして
おきましょう。こういう気持があなた
の方が所管庁かどこにある。それを
あなたの方として、まとめる窓口であ
るならば、何か基準をつくってこれは
入れるのだ、これははずすのだとい
う基準がなくちゃならぬでしょう。当初
はずすとか入れるとかいうことに対し
て、あなたのおつくりになった基準が
あったら、これを一ツ発表していただ
きたい。

○江守政府委員 最初からどれを入
れ、どれを入れないというような基準
は別にございせん。ただこの法律を
つくり出すときに、第一の柱となり
ましたのが、いわゆるプールをいたし
まして、今申しましたような地方の財
政力に依じた補助をいたそうというこ
とが第一根本的な思想でございます。
それでこの第一の思想を盛り込み得る
ものはどの程度までのものであるかと
いうことが第一の作業で、それから
あと予算的措置でやる方がむしろ適
当であると考えましたものがまたこれか
らはずれていったわけで、その中間に
ありますものについては、総理府はな
はだ不勉強で申しわけない次第でござ
います、それぞれ御担当の各省がお

考えになりましたところに従ってまと
めたということでございます。

○太田委員 あなたの方が不勉強じゃ
困るのですよ。あれははずす、これは
入れるというの、たとえば今の公営
住宅の例をとってみても、前回の特例
法のように高率補助というものはあ
らうけれども、あるいはまた普通の
公営住宅法そのものの補助率を基礎と
して、あとのものだけを総合負担かさ
上げ方式で中に入れる、こういうい
ろいろの方法がある。その方法につ
いては甲論乙駁があるからあなたには言
いませんけれども、一つの法律は、そ
ういふものは主管省が入れないとい
ったから入れなかった。ある法律はこ
れは首尾一貫しないじゃありません
か。入れるならなぜ全部網羅しませ
んか。その方が各省としても予算を
とるにも楽でしょう。だからあなたの方
におっしゃっていただきたいことは、
隣りの高柳さんがそんなに入れたら予
算がふえて困るから、この間の伊勢湾
程度ちょぼちょぼぐらにする。これ
とこれぐらいは切れと言われたから
切ったのだ。それならそう言っ
て下さい。予算が幾らふえたらいい
じゃないですか。

○江守政府委員 先ほど不勉強と申し
上げましたが、少し言葉が足りませ
ん……。実はそれぞれ各省が行政の責
任を持ってやっておられます。その御
所管のことにつきまして、総理府とし
ては積極的いろいろな話し合いのお
とりなしをするという立場でござい
まして、こうしろあしろということは
できないわけでございます。従いまし

て、各省のお話し合いで、各省がそれ
ぞれ自分の所管の責任に応じて御責任
を持ってこの法律をおまとめになる。
その際私どもとしては非常に大きな柱
についてそれから逸脱しないように絶
えず御連絡をしておったということ
でございます。

○太田委員 そうすると、この法案に
ついて意見がある場合に、だれのとこ
ろに言っていけばいいのですか。あ
なた全部それを引き受けて下さいま
すか。

○江守政府委員 いろいろ御意見は私
の方で調整をする用意がいつでもござ
います。

○太田委員 具体的な例で言います。
しからば水道の復旧事業費に対する補
助、除塩事業に対する補助というもの
をここにに入れてくれという国民の声が
明らかにあれば、あなたの方はもう一
回考え直されますか。

○江守政府委員 この激甚災害の今回提
出しております法律案につきましては、
各省のこの線で思想が統一されてお
りますので、こういう御提案をしたわ
けでございます。この法律が幸い施行
になりましたあとにおいて、その運用
面からいって、今申された方がより適
当であるというような事態になりました
際には、また各省にいろいろお話し
し、また各省にいろいろお話しして
たお話しすることができ、こういう
意味で申し上げたわけでござい
ます。

○太田委員 そうすると、補助率の多
い少ないとか、対象の多い少ないと
か、適不適だというようない意見はあ
なたの方に言ってもしょうがない、各省
というのが一応あなたの方の対
象となる意見の中心である以上、各省にこ

害に対する財政援助法なだから、網羅するのがあたりまえなときに、ばら

けれども、局長、どうですか、一戸の家が崩壊をしたというような災害に

後にとりあえずの応急的な措置をする
ということ、あるいは避難所を設置

は、単独立法でそのまま押し通すという
ことであれば、これを施行規則であ

日ということにしておりますが、たとえば伊勢湾台風のときのような長期湛

水のような場合には、やはりこの六日というような一応の基準ではいけませんので、そのつどやはりそれを延長するといったような措置も必要でございしますので、私ももといたしましては、これらの救助の内容につきましては、やはりそのつど実情に応じて増額あるいは援助をするような方策をとって参りたい、かように考えております。たき出しの一日当たりの金額等従前しげば改正して引き上げて参ったわけでごさいます、今日の七十円といったような金額ももちろん十分とは思わないのでございしますが、今後ともに実情に即しまして努力して参りたい、かように思ふのです。

○二宮委員 法の運用の面で内容の充実をはかっていくという意見は一応了承いたしますけれども、もしそのような方向であるとすれば、なぜ今の運用の問題を昭和二十九年以来改正しないのでそのまま放置してあったか、そのような実態で、実際問題として罹災者が、罹災者の立場に立つて法の運用をやっておるというように考えられるかどうかということについて、私は非常な疑問を持つものでございしますけれども、その点はどうです。

○大山政府委員 災害救助の救助基準につきましては、二十八年あるいは三十三年、三十四年あるいは昨年の三十六年九月十五日というふうに逐次改正して参りまして、たとえばたき出しの一日当たりの金額等も昨年の九月から引き上げておりますし、あるいは応急仮設住宅の一戸当たりの単価等につきましても、昨年の九月から改正いたしております。その他そのつど最も必要だと思われる点につきまして、財政

当局と打ち合わせまして逐次引き上げを行なっているわけでごさいます、昭和二十九年以来その救助基準について改正がないというところはございせん。そのつど必要に応じて改正する、かような建前をとっております。○二宮委員 あなたがそのように答弁されるなら私はそれを一応認めますけれども、実態は、罹災者の立場に立つて二つの法の運用をやる、こういうことではなければ、この場で答弁をうまいこととやってみたってだめなんです。実際に罹災者の土地に行つて実情を見てきなさい。そういうあなたの答弁のような実態ではない。これはまことに悲惨なものです。そういうふうに全くこれで法の運用が足りているという印象を受けるような答弁では、私は納得できません。従つてこれは必ず合同審査がありますから、あらためてまた質問をいたします。

○太田委員 たくさんの方に來ていただいて、きょうは商工関係の方がおいでにならないのであります、商工関係、通産省関係におきまして、例の国有財産の払い下げの特例であるとかその他かなりはざされたり、問題のある点があると思ふのです。一々これを各省にお伺いしているわけでありまして、けれども、これは財政負担の問題でありますから、本来いとうと高柳さんが一人でお答えになつておる通りに大蔵省に中心があると思ふのです。ところが総理府の方のお考えは、これは各省のそれぞれの考え方をとりまとめて、一本の法律をつくるために努力したのだとおっしゃる。けれども、総合負担方式だとかあるいはまた財政援助法にすべてを網羅したとおっしゃつても、網

羅されておるものに限定があつて、これだけをもつて激甚災の財政援助と見るわけにいかない。はずされたものがたくさんある。こういう点などを私どもは実際不可能に思ふのです。少々資料が不足をしているようでありまして、自治省の地方団体に対する財政力の見方と、今度の場合のかさ上げ方式においてお考えになる方法とが関連がない、脈絡がない、こういう点なども実に不可解に思ふのです。ぜひこの際にもう少し御答弁に中心になる方がおいでいただいて、もうちょっと真剣なお答えをいただきたいと思ふのです。総合負担だとか何とかおっしゃる、総合負担と言つたつて部分負担じゃありませんか。どうしてはずしたり入れたらという勝手なことができたのか、その基本的なことを一つどこかで一ぺんあらためてはっきりした御答弁をいただきたい。これは後日に修正する余地を残すために、あまり完全無欠なものではないかぬから、左甚五郎じゃないが、一とところだけ間違ひをつくつておくのだ、間違ひをつくつておるのにはずした分だ、あとで補助率を高めますよ、というのなら大きな期待を持つてわれわれははずされておるのを喜びますよ。どういふわけではずしたか、こういう点などを少し御答弁なさる方あるいは御答弁の内容というものを、そちら側の方で一つまとめてきていただきたいと思ふ。

これ以上お尋ねしても少々無理なような気がしますが、一応本日のところは以上で私は終わらしていただきます。答弁の方でわけのわからぬことではなくして、はっきりしたところを一つこの次までに用意していただきたい

い、はずした理由です。
○高田(富興)委員長代理 本日はこれにて散会いたします。
午後三時四十七分散会

第一類第二号

地方行政委員会議録第三号 昭和三十七年八月二十二日

昭和三十七年八月二十七日印刷

昭和三十七年八月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局